

令和 6 年 8 月 2 0 日

家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程の改正について
—衣類等の洗濯表示が変わります—

衣類等の繊維製品の洗濯表示に関して、家庭用品品質表示法（※）に基づく繊維製品品質表示規程を改正しました。

※ 家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定された法律です。繊維製品に関する表示すべき事項及び表示方法は、同法に基づき、繊維製品品質表示規程（平成 29 年消費者庁告示第 4 号）において定められています。

1 概要

本日（令和 6 年 8 月 2 0 日）、「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」に関する日本産業規格（J I S L 0 0 0 1）（以下「J I S」という。）の改正が行われたことに伴い、繊維製品品質表示規程の改正を行いました。

なお、J I S の主な改正内容は、(1)洗濯記号の新規追加、(2)洗濯記号の意味の変更、(3)洗濯記号のデザインの微修正の 3 点です（詳細は別紙をご参照ください。）。

また、洗濯表示の円滑な移行を図る観点から、附則において 1 年間の経過措置期間を設けています。

2 改正の経緯

- 令和 5 年 1 2 月に国際規格（I S O 3 7 5 8（繊維製品等に表示されるケアラベル（取扱い絵表示））が改正されたことに伴い、これと整合させるため、J I S が改正されました。
- 繊維製品品質表示規程は J I S を引用していますので、J I S の改正に伴い、繊維製品品質表示規程について所要の改正を行うことといたしました。

3 施行日

令和6年8月20日

4 経過措置

令和7年8月19日までに従前の繊維製品の品質に関する表示を行った衣類等の繊維製品は、そのままの表示で販売することができます。

そのため、本日以降、当面の間、店頭において、新しい洗濯表示が付された製品と古い洗濯表示が付された製品が混在することがあります。

なお、家庭用品品質表示法では、表示についての責任を明らかにするため、表示者及び連絡先について、繊維製品への縫い付けなどにより表示が義務づけられていますので、新しい洗濯表示と古い洗濯表示のいずれであるかが不明な場合は、表示者に問合せをすることができます。

【本件に対する問合せ先】



消費者庁表示対策課

電 話：03(3507)9205

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>

J I Sの主な改正内容

(1) 洗濯記号の新規追加



番号	記号	記号の意味（新規）
111		液温は 30℃を限度とし、手洗いができる
511		底面温度 120℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる

(2) 洗濯記号の意味の変更（変更部分は下線部のとおり）



番号	記号	記号の意味（変更後）	記号の意味（変更前）
530		底面温度 <u>210℃</u> を限度としてアイロン仕上げができる	底面温度 <u>200℃</u> を限度としてアイロン仕上げができる
520		底面温度 <u>160℃</u> を限度としてアイロン仕上げができる	底面温度 <u>150℃</u> を限度としてアイロン仕上げができる
510		底面温度 <u>120℃</u> を限度としてアイロン仕上げができる	底面温度 <u>110℃</u> を限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる
620		パークロロエチレン又はジブトキシメタン若しくは石油系溶剤又はデカメチルペンタシクロシロキサンによるドライクリーニングができる	パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621		パークロロエチレン又はジブトキシメタン若しくは石油系溶剤又はデカメチルペンタシクロシロキサンによる弱いドライクリーニングができる	パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610		石油系溶剤又はデカメチルペンタシクロシロキサンによるドライクリーニングができる	石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611		石油系溶剤又はデカメチルペンタシクロシロキサンによる弱いドライクリーニングができる	石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる

(3) 洗濯記号のデザインの微修正

① 手の形状、波線の太さのデザインの微修正

番号	記号(変更後)	記号(変更前)	記号の意味
110			液温は 40 °C を限度とし、手洗いができる

② ×マークの位置の微修正

番号	記号(変更後)	記号(変更前)	記号の意味
100			家庭での洗濯禁止
200			塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止
500			アイロン仕上げ禁止

新しい洗濯表示記号

—令和6年8月20日以降に表示する記号—

表1 洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190		・液温は95°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
170		・液温は70°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
160		・液温は60°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
161		・液温は60°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
150		・液温は50°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
151		・液温は50°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
140		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
141		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
142		・液温は40°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
130		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
131		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
132		・液温は30°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
110		・液温は40°Cを限度とし、手洗いができる
111		・液温は30°Cを限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表2 漂白処理

番号	記号	記号の意味
220		・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる
210		・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

表3 タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥ができる (排気温度上限80°C)
310		・低い温度でのタンブル乾燥ができる (排気温度上限60°C)
300		・タンブル乾燥禁止

表4 自然乾燥

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表5 アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度210°Cを限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度160°Cを限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度120°Cを限度としてアイロン仕上げができる
511		・底面温度120°Cを限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

表6 ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
620		・パークロロエチレン又はジプトキシメタン若しくは石油系溶剤又はデカメチルペンタシクロロキサンによるドライクリーニングができる
621		・パークロロエチレン又はジプトキシメタン若しくは石油系溶剤又はデカメチルペンタシクロロキサンによる弱いドライクリーニングができる
610		・石油系溶剤又はデカメチルペンタシクロロキサンによるドライクリーニングができる
611		・石油系溶剤又はデカメチルペンタシクロロキサンによる弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表7 ウエットクリーニング※

番号	記号	記号の意味
710		・ウエットクリーニングができる
711		・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712		・非常に弱い操作によるウエットクリーニングができる
700		・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。(事業者の任意表示)

考えられる付記用語の例：「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」 など